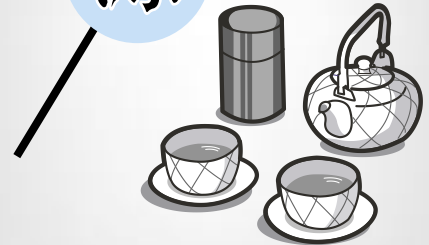


募集

情 報 源
みんなの



お知らせのコーナー

特定公共賃貸住宅および
町営住宅等の入居者募集

○特定公共賃貸住宅

■募集戸数および場所

久賀地区新開団地住宅 1戸

久賀地区八幡住宅 1戸

東和地区沖家室住宅 1戸

橘地区おれんじヒルズ 3戸

■入居資格

・国土交通省令で定める所得

が1か月当り15万8千円を

超え48万7千円以下の入

・現に住宅に困窮しているこ

とが明らかかな人

・同居し、または同居しよ

とする親族がある人

・自ら居住するための住宅を

必要としている人

・地方税完納者

・公営住宅家賃完納者

・入居者または同居者が暴力

団員でないこと

※ただし、持ち家のある方は、

入居申し込みはできません。

○町営住宅等

■募集戸数および場所

久賀地区八幡住宅

(高齢者向け)

久賀地区向津原下住宅

久賀地区新開団地住宅

(高齢者単身向け)

久賀地区山下浜住宅

久賀地区西ヶ原住宅

大島地区小田住宅

橘地区栄住宅

(単身向け)

橘地区西浦住宅

(単身向け)

橘地区おれんじヒルズ 1戸
橘地区日良居住宅 1戸

■入居資格

・公営住宅法で定める収入基

準に該当している方(政令

月収で一般世帯は15万8千

円以下、高齢者・障害者等

の世帯は21万4千円以下)

・同居し、または同居しよ

とする親族がある人(単身

向けを除く)

・入居しようとする方が日常

生活(歩行、自炊および食

事、着脱衣、入浴、排泄等)

に支障がない程度に健常で

あること

・現に住宅に困窮しているこ

とが明らかかな人

・自ら居住するための住宅を

必要としている人

・地方税完納者

・入居者または同居者が暴力

団員でないこと

※なお、昭和31年4月1日以

前に生まれた方は、単身でも

申し込みできます。

※ただし、町営住宅入居者お

よび持ち家のある方は、入居

申し込みはできません。

■申込期間

5月17日(月)～31日(月)

■選考方法

応募者多数の場合は、公開

特設人権相談所

- ◆日時 6月1日(火) 午前9時30分～正午
- ◆場所 橘総合センター
- ◆相談内容 法律、人権、土地、家屋、金銭貸借、離婚などあらゆる生活上の心配事
- ◆相談員 人権擁護委員
※相談内容については秘密を厳守します。お気軽にご相談ください。
- 人権擁護委員の委嘱
平成22年4月1日付けで法務大臣から奥原法城さん(秋)、松本敏恵さん(日前)が委嘱されました。
人権擁護委員は、すべての人権問題について、必要な助言や関係官公署を紹介するなど、正しい権利を持っている人が泣き寝入りしなくていよう解決の手助けをします。

◆問い合わせ

福祉課 ☎0820(77)5505

山口県土木防災情報システムの
自動メール配信サービスを開始します

山口県土木防災情報システムは、インターネットや携帯電話を通じて、県内の雨量、河川水位、土砂災害警戒情報、気象情報等の防災情報をリアルタイムで県民の皆様へ配信するシステムで、4月より防災情報をメールで自動配信するサービスを開始しました。

必要な情報を取得して洪水時等の円滑で迅速な非難に役立ててください。登録は下記URLの登録画面からお願いします。

パソコン版：<http://y-bousai.pref.yamaguchi.lg.jp/>
携帯電話版：<http://y-bousai.pref.yamaguchi.lg.jp/k/>

◆問い合わせ

山口県河川課

☎083(933)3770